平成２１年（フ）第１５２４号
東京都町田市三輪町171番地３ハイム荻野103
債務者　戸田　伸二
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４５０号
東京都足立区関原２丁目48番６号
債務者　吉川　育代
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５６１号
東京都昭島市緑町４丁目16番１―106号
債務者　永井　真人
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８２２号
静岡県焼津市大村２丁目31番地の５
債務者　鈴木　省三
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９７９号
静岡市葵区柳原３番地の19
債務者　松下　恵美
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第２５００号
福岡市城南区梅林３丁目23番２号
破産者　有限会社永野技建
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４６９号
群馬県伊勢崎市境下武士1523番地
破産者　有限会社井上産業
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３０６号
長野市篠ノ井会228番地１
破産者　株式会社しまだや
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１号
静岡県富士宮市黒田178番地の６、前住所静岡県富士市伝法2498番地の４
破産者　西井　一博（旧姓堀内）
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１８７号
沖縄県那覇市壺川３丁目２番地６
破産者　有限会社福屋沖縄
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３８８号
沖縄県浦添市字港川310番地６　１階
破産者　株式会社ミャオタイ
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１９号
岩手県宮古市赤前第11地割６番地４
破産者　被相続人阿部明男相続財産
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第５４９号
栃木県宇都宮市竹林町194番地４
破産者　入江　英二
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６４８号
栃木県下都賀郡壬生町本丸１丁目６番16号
破産者　星　　芳子
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７１４号
栃木県那須塩原市清住町94番地133
破産者　伴内　貞惠
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７１６号
栃木県那須塩原市前弥六384番地１　ビューラー東那須208号
破産者　伴内　裕二
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７３０号
栃木県那須郡那須町大字高久丙1585番地５
破産者　有限会社ハハカベ
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７５３号
栃木県那須郡那須町大字高久丙1585番地５
破産者　波々壁　博
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３７号
千葉県南房総市千倉町忽戸644番地６
破産者　新井　吉夫
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第９２９号
京都府宇治市槇島町１丁田８番地の１
破産者　株式会社ナガタニ
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係